

自主点検表（居宅介護支援） ※人員・設備・運営基準編※

事業所名	
点検者職・氏名	
点検年月日	年 月 日

○根拠条文については、下記のとおり記載しています。

- ・「介護保険法」を「法」、「介護保険法施行規則」を「施行規則」
- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を「基準」
- ・「飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」を「条例」
- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日 老企第22号）」を「解釈通知」
- ・「飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」を「飯塚市条例」

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
Ⅰ 基本方針					
1 基本方針		指定居宅介護支援の事業を、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行っている。	基準第1条の2第1項	☐	☐
		指定居宅介護支援の事業を、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っている。	基準第1条の2第2項	☐	☐
		指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行っている。	基準第1条の2第3項	☐	☐
		事業の運営に当たり、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護（介護予防）支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めている。	基準第1条の2第4項	☐	☐
		利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じている。	基準第1条の2第5項	☐	☐
		指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めている。	基準第1条の2第6項 解釈通知1(1)	☐	☐
Ⅱ 人員基準					
2 従業者の員数		指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を配置している。	基準第2条第1項	☐	☐
		介護支援専門員の数は、利用者の数が44又はその端数を増すごとに1配置している。 （当該、利用者数は、地域包括支援センターから委託を受けている場合は、指定居宅介護支援の利用者数に委託の利用者数の1/3を乗じた数を加えた数としている。）	基準第2条第2項	☐	☐
		指定居宅介護支援事業者が（公財）国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ事務職員を配置している場合における員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1としている。	基準第2条第3項	☐	☐

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
3	管理者	常勤の管理者を配置している。	基準第3条第1項	☐	☐
		管理者は主任介護支援専門員の資格を有している。	基準第3条第2項	☐	☐
		管理者は専従の職員である。	基準第3条第3項	専従 ☐	兼務 ☐
		→ 専従ではない場合、以下をご記入ください。← ・兼務の有無（有・無） ・兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：（ ） 職種名：（ ） 勤務時間数：（ ）時間/週			
Ⅲ 運営基準					
4	内容及び手続きの説明・同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（※）について記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ている。 【※】重要事項の最低必須項目 □運営規程の概要、□勤務体制、□秘密の保持、 □事故発生時の対応、□苦情処理の体制 □利用者のサービス選択に資すると認められる事項（第三者評価実施の有無）	基準第4条第1項	☐	☐
		指定居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成するとともに、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ている。	基準第4条第2項	☐	☐
		居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについても説明を行うとともに、理解を得ている。 （文書の交付に加えて、口頭での説明を行い、理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましい。）	解釈通知3(2)	☐	☐
		指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者等によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得よう努めている。	基準第4条第3項	☐	☐
		指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院等に入院する必要がある場合に、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えるよう求めている。	基準第4条第4項	☐	☐

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
5	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒否していない。	基準第5条	☐	☐
6	サービス提供困難時の対応	実施地域等を勘案し、サービスの提供が困難な場合、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じている。	基準第6条	☐	☐
7	受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の被保険者証の確認を行っている。	基準第7条	☐	☐
8	要支援認定の申請に係る援助	要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、申請代行等の必要な協力を行っている。	基準第8条第1項	☐	☐
		利用申込者が要介護認定を受けていない場合、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っている。	基準第8条第2項	☐	☐
		要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が満了する30日前には行われるよう必要な援助を行っている。	基準第8条第3項	☐	☐
9	身分を証する書類の携行	介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族の求めに応じて提示している。	基準第9条	☐	☐
10	利用料等の受領	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額を生じさせていない。（償還払いになる場合と代理受領がなされる場合との間で利用者から支払いを受ける利用料に不合理な差を生じさせていない。）	基準第10条第1項	☐	☐
		通常の実施地域以外の居宅を訪問して要した交通費以外の支払を受けていない。	基準第10条第2項	☐	☐
		上記について、利用者及び家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ている。	基準第10条第3項	☐	☐
11	保険給付の請求のための証明書の交付	指定居宅介護支援について利用料の支払いを受けた場合は、『指定居宅介護支援提供証明書』を利用者に対して交付している。 （※保険給付がいわゆる償還払いとなる場合に、利用者が保険給付請求を容易に行えるようにするもの）	基準第11条	☐	☐
12	指定居宅介護支援の基本取扱方針	指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っている。 また、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っている。	基準第12条	☐	☐

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
13	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させ、指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明している。	基準第13条第1項第1号、2号	☐	☐
		指定居宅介護支援の提供にあたって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていない。	基準第13条第1項第2号の2号	☐	☐
		身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録している。	基準第13条第1項第2号の3号	☐	☐
		居宅サービス計画書の作成にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにしている。	基準第13条第1項第3号	☐	☐
		居宅サービス計画書の作成にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等も含めた総合的な計画となるよう努めている。	基準第13条第1項第4号	☐	☐
		居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、計画書の作成にあたって複数の事業所の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応し、事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供している。	基準第13条第1項第5号 解釈通知第2の3(8)⑥	☐	☐
		(特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことをしていない。また、例えば集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことをせず、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して集合住宅と同一敷地内の事業者のみを計画に位置付けるようなことをしていない。)			
		居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者についてその有する能力、既に提供を受けているサービス等の置かれている環境等の評価を通じて、利用者が抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を把握している。	基準第13条第1項第6号	☐	☐
		課題分析の実施にあたっては、利用者の課題を客観的に抽出するために合理的、適切な手法を用いている。 (課題分析標準23項目を具備している。)	解釈通知第2の3(8)⑦	☐	☐
		アセスメントの実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っている。	基準第13条第1項第7号	☐	☐
		居宅サービス計画の原案は、利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき作成している。 また、居宅サービス計画の原案には、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載し作成している。	基準第13条第1項第8号	☐	☐

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
13	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めている。 また、会議の要点又は担当者への照会内容について記録している。 (居宅サービス計画の変更の必要性がある場合、要介護更新認定を受けた場合、要介護状態区分変更の認定を受けた場合も同様)	基準第13条 第1項第9号	☐	☐
		居宅サービス計画書について、利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得ている。 また、居宅サービス計画書を利用者及び担当者に交付している。	基準第13条 第1項 第10、11号	☐	☐
		居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めている。	基準第13条 第1項第12号	☐	☐
		居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うため、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に対し面談しモニタリングを行い、結果を記録している。 また、課題の変化が認められる場合等には必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等を行っている。	基準第13条 第1項 第13、14号	☐	☐
		指定居宅サービス事業所等から、利用者にかかる情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医もしくは歯科医師又は薬剤師に提供している。	基準第13条 第1項 第13の2号	☐	☐
		利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合に、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っている。	基準第13条 第1項 第17号	☐	☐
		介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅サービス計画の作成等の援助を行っている。	基準第13条 第1項 第18号	☐	☐
		居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届出している。 ※厚生労働大臣が定める回数（1月につき） ・要介護1：27回、要介護2：34回、要介護3：43回 要介護4：38回、要介護5：31回	基準第13条 第1項 第18の2号	☐	☐
		居宅サービス計画に位置付けられた「居宅介護サービス費等の総額が区分支給限度額に占める割合」及び「訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合」が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ市町村からの求めがあった場合には、居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、計画書に訪問介護が必要な理由を記載し、当該計画を市に届出している。	基準第13条 第1項 第18の3号	☐	☐
		利用者が訪問看護、通所リハビリ等の医療サービスの利用を希望している場合には利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、作成した居宅サービス計画を主治医等に交付している。 また、医療サービスを位置付ける場合は、医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り行っている。	基準第13条 第1項 第19、19の2、20号	☐	☐

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
13	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	居宅サービス計画に短期入所生活介護等を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して、特に必要と認められる場合を除き、利用日数が要介護認定の有効期間の概ね半数を超えないようにしている。	基準第13条第1項第21号	☐	☐
		居宅サービス計画に福祉用具貸与、特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その妥当性を検討し、計画書に必要な理由を記載している。 また、福祉用具貸与については、必要に応じ随時、担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証した上で、継続の必要がある場合に、福祉用具専門相談員によるモニタリング結果も踏まえ、その理由を居宅サービス計画に記載している。	基準第13条第1項第22、23号	☐	☐
		対象福祉用具を居宅サービス計画に位置付ける場合に、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与又は販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供している。	解釈通知第2の3(8)②	☐	☐
		利用者の被保険者証に認定審査会の意見等がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得たうえでその内容に沿った居宅サービス計画を作成している。	基準第13条第1項第24号	☐	☐
		要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っている。	基準第13条第1項第25号	☐	☐
		地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、居宅介護支援事業者が本来行うべき居宅介護支援業務の適正な実施に影響を及ぼさないよう配慮している。	基準第13条第1項第26号	☐	☐
		地域ケア会議から資料又は情報の提供を求められた場合は、これに協力している。	基準第13条第1項第27号	☐	☐
14	法定代理受領サービスに係る報告	居宅介護サービス費を利用者に代わり事業者に支払うための手続きとして毎月、国民健康保険団体連合会等に対し、居宅サービス計画に位置付けている居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出している。	基準第14条 解釈通知第2の3(9)	☐	☐
15	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	利用者が他の居宅介護支援事業所を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、利用者に計画書等の書類を交付している。	基準第15条	☐	☐
16	利用者に関する市町村への通知	利用者が正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるときや、偽りその他不正行為により保険給付を受けたときは、意見を付して市町村への通知を行っている。	基準第16条	☐	☐
17	管理者の責務	管理者は従業者の管理、利用申込の調整、業務の実施状況の把握その他を一元的に管理している。	基準第17条	☐	☐

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
18	運営規程	指定居宅介護支援事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦その他運営に関する重要事項	基準第18条	☐	☐
19	勤務体制の確保	月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしている。	基準第19条第1項 解釈通知第2の3(14)	☐	☐
		介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を確保している。	基準第19条第3項	☐	☐
		適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じている。 【講ずべき措置】 ①事業者の方針の明確化と従業員への周知、啓発 ②相談に対応するために必要な体制の整備、担当者の設置、労働者への周知 【講じることが望ましい取組】 ①顧客等からの著しい迷惑行為（カスハラ）防止、相談に対応するための体制の整備 ②被害者配慮の取組（メンタルヘルス不調への相談対応等） ③被害防止のための取組（マニュアル作成、研修実施）	基準第19条第4項	☐	☐
20	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じている。 【計画に記載する項目】 （感染症） ①平時からの備え（体制構築・整備、防止に向けた取組、備蓄品の確保） ②初動対応 ③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有） （災害） ①平常時の対応（建物・設備の安全対策、ライフライン停止時の対策、必要品の備蓄等） ②緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ③他施設及び地域との連携	基準第19条の2第1項	☐	☐
		介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施している。	基準第19条の2第2項	☐	☐
		定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っている。	基準第19条の2第3項	☐	☐

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
21	設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えている。	基準第20条	☐	☐
		専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されている。	解釈通知第2の3(16)	☐	☐
22	従業者の健康管理	指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っている。	基準第21条	☐	☐
23	感染症の予防及びまん延防止のための措置	指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じている。			
		①指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果を介護支援専門員に周知している。	基準第21条の2第1項	☐	☐
		②指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備している。	基準第21条の2第2項	☐	☐
		③指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施している。	基準第21条の2第2項	☐	☐
24	掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示している。（事業所への備え付け可） 【R7年度からはウェブサイトへの掲載が義務化】	基準第22条	☐	☐
25	秘密保持	従業者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じている。	基準第23条第1項	☐	☐
		従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じている。	基準第23条第2項	☐	☐
		サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ている。	基準第23条第3項	☐	☐
26	広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていない。	基準第24条	☐	☐

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
27	居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていない。	基準第25条第1項	☐	☐
		事業者及び管理者は、介護支援専門員に居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示を行っていない。	解釈通知第3の2(20)②	☐	☐
		介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていない。	基準第25条第2項	☐	☐
		事業者及び従事者は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していない。	基準第25条第3項	☐	☐
28	苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応している。 (利用者・家族・事業者からの事情聴取、問題点の把握、対応策の検討、利用者への説明をしている。)	基準第26条	☐	☐
		相談窓口の連絡先及び、苦情処理の体制等を利用申込者に対してサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示している。		☐	☐
		苦情の内容等を記録・保存している。		☐	☐
		自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力している。また、市町村から指導を受けた場合は、指導、助言に従って必要な改善を行い、必要に応じて改善内容を市町村に報告している。		☐	☐
		自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行い、法第176条第1項第3号の国民健康保険団体連合会が行う調査に協力している。また、指導を受けた場合は、指導、助言に従って必要な改善を行い、必要に応じて改善内容を国民健康保険団体連合会に報告している。		☐	☐
29	事故発生時の対応	事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録している。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備している。	基準第27条	☐	☐
		賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っている。		☐	☐
		事故が発生した場合の対応方法を定めている。また、事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じている。		☐	☐

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果	
				適	不適
30	虐待の防止	指定居宅介護支援事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じている。	基準第27条の2第1項		
		①指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を介護支援専門員に周知している。		☐	☐
		②指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備している。	基準第27条の2第2項	☐	☐
		③指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施している。	基準第27条の2第3項	☐	☐
		④指定居宅介護支援事業所において、上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いている。	基準第27条の2第4項	☐	☐
31	会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	基準第28条	☐	☐
32	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備している。	基準第29条第1項	☐	☐
		次に掲げる居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、適切に保存していますか。 【サービス提供に係る保険給付支払の日から5年間】 ①サービス事業者との連絡調整の記録 ②個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳 ・居宅サービス計画 ・アセスメントの結果の記録 ・サービス担当者会議等の記録 ・評価の結果の記録 ・モニタリングの結果の記録 【記録完結の日から2年間】 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	基準第29条第2項 飯塚市条例第6条	☐	☐
33	電磁的記録等	書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行う場合は、交付、説明、同意、承諾その他のうち、書面で行うことが規定されているものについて、相手方の承諾を得ている。	基準第31条	☐	☐
IV 変更の届出等					
34	変更の届出等	指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止したサービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内にその旨を市長に届出している。	法第82条第1項 施行規則第133条	☐	☐
V 条例独自事項					
35	人権の擁護及び虐待の防止	利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じている。	条例第11条の3第5項	☐	☐
36	暴力団関係者の排除	当該事業所の申請者の役員又は使用人に暴力団関係者が含まれない。また申請者は暴力団や、暴力団関係者が事業活動を支配する者ではない。	条例第11条の4	☐	☐